

第3編 そ の 他

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1 不当介入を受けた場合の措置

1 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置

鹿児島県が発注する建設工事等（以下「県工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく県（発注者）及び警察に通報すること。

県工事において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、県（発注者）と協議を行うこと。

2 暴力団関係者以外による不当介入を受けた場合の措置

県工事等において、上記（1 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置）以外の上記の不当介入と考えられる行為を受けた場合は、その旨を遅滞なく県（発注者）に報告及び協議を行うこと。

1-1-2 中間検査の実施

本工事については、出来高が50%を超えた時点で中間検査を実施する予定であるので、受注者は検査希望日を発注者に書面で申し出ること。

1-1-3 繰越予定工事の工期等の取扱いについて

1 本工事は、繰越しを予定しており、完了工期については、議会承認が得られた場合に変更契約を行うものとする。

2 繰越承認後の完了工期は、特別仕様書に条件を明示する。

3 「工事標示板」等に工期を表示する場合は、監督職員と協議のうえ、当初は前項の工期を考慮した完了予定工期に「（予定）」を付して標示するものとし、契約変更後速やかに変更後の工期に訂正するものとする。

1-1-4 余裕期間の設定

（余裕期間が120日間の場合）

1 受注者は契約締結日から120日以内の期間で、任意の日を工事開始日とすることができる。

2 受注者は、前項の工事開始日を「工事開始日通知書」に記載し、契約書案の提出期限内に発注者に通知しなければならない。

3 本工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。

4 契約締結以降の余裕期間中の取扱いは、以下のとおりとする。

（1）主任（監理）技術者及び現場代理人の配置は要しない。

（2）現場事務所や資材等の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む工事に着手することはできない。

（3）受注者が余裕期間を設定したことにより期間中に増加する経費は、受注者の負担とする。

（4）期間中の当該現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

（工事開始日の期限を指定する場合）

1 受注者は、契約締結日から発注者が指定する工事開始日の期限までの期間で、任意の日を工事開始日とすることができる。

2 受注者は、前項の工事開始日を「工事開始日通知書」に記載し、契約書案の提出期限内に発注者に通知しなければならない。

3 本工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。

4 契約締結以降の余裕期間中の取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 主任(監理)技術者及び現場代理人の配置は要しない。
- (2) 現場事務所や資材等の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む工事に着手することはできない。
- (3) 受注者が余裕期間を設定したことにより期間中に増加する経費は、受注者の負担とする。
- (4) 期間中の当該現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

1-1-5 施工体制台帳及び施工体系図の取扱い

1 施工体制台帳の作成等について

本工事の受注者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。

また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。

2 施工体系図の作成等について

本工事の受注者は、工事を施工するために、建設工事の一部または以下の（１）から（４）の業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事または業務の着手前までに）提出すること。

また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。

- (1) 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
- (2) 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- (3) 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務
- (4) その他監督職員が記載を指示した業務等

1-1-6 下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用

- 1 受注者は、工事の一部を下請に付する場合は、施工地を管轄する振興局、支庁の管内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。
- 2 受注者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。
- 3 受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督職員に提出すること。

1-1-7 県産資材の優先使用

- 1 工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。
- 2 受注者は、「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の有無を記載するとともに、以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材等を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し、承認を得なければならない。

指定主要資材 (7品目)	生コン(レディミクストコンクリート)、コンクリート二次製品 石材類、アスファルト合材、木材、樹木、芝
-----------------	---

- 3 前項で定めた不使用状況報告書において、第1項で定めた資材業者等から調達しない場合には、その理由を記載すること。
- 4 受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」を監督職員に提出すること。

1-1-8 建設キャリアアップシステム活用工事の試行

- 1 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を目的としたCCUS活用工事の対象である。

受注者がCCUS活用に取り組む旨を希望した場合にCCUS活用試行工事となり、発注者が指定した指標毎の基準を受注者が全て達成した場合は、工事成績評定において評価するものとする。

- 2 受注者は、契約後速やかにCCUS活用の意思を工事打合せ簿により通知すること。
- 3 受注者（2の通知を行った受注者をいう。以下この条において同じ。）は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。
- 4 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- ・下請企業

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。

- ・技能者

元請又は下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。

- ・CCUS登録事業者

元請又は下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。

- ・登録技能者率

CCUS登録技能者の数／技能者の数

- ・就業履歴蓄積率

建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数

- 5 受注者が、本工事期間中において、登録事業者率70%以上、登録技能者率60%（宮繕：50%）以上及び就業履歴蓄積率30%以上（以下「基準」と総称する。）を全て達成した場合は、発注者は、審査項目「創意工夫」において評価する。
- 6 受注者は、本工事期間中において、5の基準のいずれかが未達成の場合は、報告様式に、当該工事名、未達成の項目、要因及び改善策を記載し、工事完成書類提出時に発注者に報告すること。
- 7 カードリーダーの設置費用や現場利用料（カードタッチ費用）等、本試行工事に伴う一切の費用は設計変更の対象としない。

1-1-9 品質証明

- 1 受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、以下の各号によるものとする。

（1）品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時まで監督職員へ提出しなければならない。

（2）品質証明員は、当該工事に従事していない者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。

（3）品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。

- (4) 品質証明員の資格は10 年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1 級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (5) 品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。

なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

1－1－10 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者及び建設業法第26条の5の規定の適用を受ける営業所技術者等の取扱い

本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者及び建設業法第26条の5の規定の適用を受ける営業技術者等の配置を行う場合は「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者及び建設業法第2条の5の規定の適用を受ける営業所技術者等の取扱いについて（通知）」に基づき行うものとする。

「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者及び建設業法第26条の5の規定の適用を受ける営業所技術者等の取扱いについて（通知）」は、鹿児島県ホームページから取得できる。

1－1－11 監理技術者等の専任を要しない期間

- 1 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
- 2 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（「工事目的物引受書」等における日付）とする。

1－1－12 監理技術者等の途中交代

- 1 監理技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。）の途中交代が認められる一般的な条件は、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などである。

【例】

- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ・橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する場合
- ・一つの契約工期が多年に及ぶ場合
- ・工程上一定の区切りと認められる時点以降

※工程上一定の区切りと認められる時点について

監理技術者等を途中交代できる「工程上一定の区切りと認められる時点」は、品質管理・出来形管理が必要な工事目的物の施工が完了した時点とし、仮設備の撤去、後片付け及び検査等を行う期間は、監理技術者等の配置技術者の途中交代が可能な期間とする。

なお、交代後の監理技術者等に必要な能力は、当該工事が一般競争入札であった場合は、入札参加資格としている配置予定技術者の資格要件を満足する者であること。

- 2 上記1のいずれの場合であっても、発注者が工事の継続性、安全管理及び工程等に支障がないと認める場合に限り、監理技術者等の途中交代を認めるので、受発注者間で協議すること。

1－1－13 現場代理人の常駐に関する取扱い

1 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合

現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。

ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や、現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

- （1）契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- （2）工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間。
- （3）橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。
- （4）前3号に掲げる期間のほか、受注者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続き、後片付け等のみが残っているなど、工場現場において作業等が行われていない期間。

2 発注者への報告

1の要件を満たす場合は、現場代理人の工場現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

1－1－14 現場代理人の兼任

1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の（1）から（5）のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

また、主たる工種が区画線工事の場合、次の（1）、（2）及び（6）の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、専任の主任（監理）技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については、（2）、（4）、（5）の要件を満たすものとし、兼任できる工事は2件までとする。

- （1）兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の請負金額が4,500万円*未満であること。ただし、設計変更により、工事の請負金額が4,500万円*以上となり、各々の工事における主任（監理）技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することが出来る。

- (2) 発注者又は監督職員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- (3) 兼任する工事の相互の移動は、概ね1時間以内であること。
- (4) 発注者又は監督職員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。
- (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれかに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

※ 建築一式工事は、9,000万円

2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、兼任（変更）申請書を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等選任（変更）通知書」により、発注者に通知すること。

なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

1-1-15 ICT活用工事

（受注者希望型）

- 1 本工事は、受注者がICT活用工事を希望した場合に、受注者の提案・協議により3次元データを活用するICT活用工事の対象とすることが出来る。
- 2 ICT活用工事とは、次に示す①～④の施工プロセスにおいてICTを活用する工事とし、⑤三次元データの納品を行うものとする。

なお、受注者の希望により部分的なICT活用を認めるものとする。

- ① 3次元起工測量
- ② 次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

- 3 受注者は、前項のプロセスにおいてICTを活用した工事を行う希望がある場合、監督職員へ工事打合簿でICT活用工事の計画書及び内容を確認できる資料を提出し、協議が整った場合にICT活用工事として施工することが出来る。
- 4 土工について施工範囲の全てで適用できるが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議する。

なお、土工以外の工種に関するICT活用を提案・協議した場合は、実施内容等について施工計画書に記載する。

- 5 ICT活用工事に伴う経費については設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備部設計課）」により積算し、必要な経費を計上する。

なお、3次元起工測量及び3次元設計データ作成を行った場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき見積書を提出するものとする。

- 6 ICT活用工事を実施した場合は、工事成績評定において加点評価する。
- 7 ICT活用工事の実施に当たっては、本仕様書及び「鹿児島県農業農村整備事業ICT活

用工事試行要領」等によることとし、疑義が生じた場合又は記載の無い事項については、監督職員と協議するものとする。

1-1-16 「週休2日」試行工事

試行に当たっては、農業農村整備事業における『「週休2日」試行工事実施要領』に基づき行うものとする。

実施要領は、鹿児島県ホームページから取得できる。

1-1-17 産業廃棄物税

本工事に発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。

1-1-18 三者技術調整会

(三者技術調整会を開催する場合)

本工事は、工事着手前に当該工事の受注者、業務委託受注者並びに発注者が参加して、設計図と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者技術調整会」を設置し、当該工事に関する調整事項に係る問題点の把握及び検討を行うことで、工事目的物の品質確保と円滑な工事進捗を図ることを目的とする対象工事である。

受注者は、工事施工前に現地踏査、事前測量を実施し、設計図書の照査が終了した時点で、監督職員に照査結果及び質問書を添付した工事打合簿により「三者技術調整会」の開催を要請するものとする。

開催回数は現場条件の特殊性等に応じ、発注者と受注者の協議により複数回開催することができるものとする。

また、三者技術調整会は、「農業農村整備事業 三者技術調整会実施要領」に基づき実施することとするが、当該要領は鹿児島県ホームページより取得すること。

なお、三者技術調整会の開催に係る費用を一括計上価格に計上しているため、受注者は、当該費用を業務委託受注者に支払うものとする。

(三者技術調整会の開催を予定していない場合)

本工事は、「農業農村整備事業 三者技術調整会実施要領」に基づく、「三者技術調整会」の開催を予定していないが、受注者が開催を希望する場合は、発注者と協議するものとする。

1-1-19 工事の概算数量発注

1 本工事は概算数量発注方式により積算したものであり、詳細は、概算数量発注要領による。

なお、発注要領は鹿児島県ホームページから取得できる。

2 本工事の工期には、工事計画図書の作成に要する日数として、15日又は30日を付与している。

3 受注者は本工事に関しては疑義が生じた場合には、監督職員に連絡し協議すること。

1-1-20 施工パッケージ型積算基準

本工事は、農林水産省制定「土地改良積算基準」以外の他省庁が定める施工パッケージ型積算方式を利用し、設計内訳（金抜）を作成している。利用状況は特別仕様書に明示する。

1-1-21 現場環境改善費

1 現場環境改善費の内容は、以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上を選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

2 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

- 3 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。
- 4 現場環境改善費の積算方法については、「工事における現場環境改善費の積算要領」に基づき行い、鹿児島県ホームページから取得できる。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	① 用水・電力等の供給設備 ② 緑化・花壇 ③ ライトアップ施設 ④ 見学路及び椅子の設置 ⑤ 昇降設備の充実 ⑥ 環境負荷の低減
営繕関係	① 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ② 労働宿舍の快適化 ③ デザインボックス（交通誘導員待機室） ④ 現場休憩所の快適化 ⑤ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	① 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ② 盗難防止対策（警報器等） ③ 避暑（熱中症予防）・防寒対策 ※1
地域連携	① 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ② 完成予想図 ③ 工法説明図 ④ 工事工程表 ⑤ デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） ⑥ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧ パンフレット・工法説明ビデオ ⑨ 社会貢献

※1 積上げ計上を行う実施内容

1-1-22 建設現場における「快適トイレ」設置

- 1 受注者は積極的に快適トイレの試行に取り組むこと。
- 快適トイレを設置する場合は、『鹿児島県の建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領』に基づき行うものとする。
- なお、試行要領は鹿児島県ホームページから取得できる。
- 2 運搬・設置費は共通仮設費（率）に含まれるので別途計上は行わない。

1-1-23 時間的制約を受ける工事

- 1 本工事は、「時間的制約を受ける工事」とする。
- 2 作業時間は、特別仕様書に明示する。
- 3 積算方法は、別紙「時間的制約を受ける工事の積算方法」に基づき行うものとする。
- 4 別紙「時間的制約を受ける工事の積算方法」については、鹿児島県ホームページから取得できる。

1-1-24 夜間工事

- 1 本工事は、夜間工事として施工するものとする。
- 2 作業時間は、特別仕様書に明示する。
- 3 舗装工事において、アスファルト合材の小口出荷セット料金が発生する場合は監督職員と協議するものとし、発注者が必要と認めたものについては、契約変更の対象とする。

1-1-25 熱中症対策

- 1 作業現場における熱中症対策については、下請業者や資材関係業者など工事関係者全てに對して対策を講じること。

- 2 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に当たっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」に基づき行うものとする。
- 3 「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」は、鹿児島県ホームページから取得できる。

1－1－26 1日未満で完了する作業の積算

- 1 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満の適用について、協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 5 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
- 6 1日未満積算基準「3判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、特別仕様書に明示する。
- 7 「1日未満で完了する作業の積算」はホームページから取得できる。

1－1－27 共通仮設費率分の適切な設計変更

- 1 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- 2 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- 3 受注者は、上記2により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- 4 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 5 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- 6 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「4の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- 7 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

1－1－28 施工箇所が点在する工事の適用

- 1 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『〇〇地区（〇〇）、△△地区（〇〇）、□□地区（〇〇）（以下、工事箇所という）』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。
- 2 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。（さらに、据付間接費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した据付間接費を合計した金額とする。）
 なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所ごとに設定する。一般管理費等（、設計技術費）については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。
- 3 本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

1－1－29 架空線の防護措置

架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

1－1－30 間接工事費等諸経費動向調査

「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事とされた場合には、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。

また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

1－1－31 鉄道等高圧線に近接した測量作業等の感電事故防止対策

- 1 鉄道等高圧線に近接した場所において測量作業等を実施する場合は、受注者は、事前に鉄道事業者等と事故防止対策会議など緊密に連絡を取ることとする。
- 2 受注者は、前項の作業を行う場合には、感電事故の防止のため、3 m以下の絶縁型のスタップやポールを使用することとする。

1－1－32 手すり先行型足場

枠組足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとする。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

1－1－33 ダンプトラック等における過積載等の防止

- 1 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- 2 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 3 資材等の過積載を防止するため資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
- 4 さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
- 5 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

- 6 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

- 7 上記1から6のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

1-1-34 ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策

ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当たっては、別表「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。

ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について

- 1 土・樹木等の措置
 - (1) 発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。
 - (2) 廃棄樹木等については、焼却処理する。
- 2 工事区域周辺部の措置
周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。
- 3 やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置
 - (1) 薬剤処理・薫蒸処理後、搬出する。
 - (2) 薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。
- 4 発生地区に搬入した建設機材や農・林業工作機械の措置
付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。
- 5 未発生地区での措置
発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記3、4の措置が講じられているかを確認する。
なお、これまでに発生が確認されたことのある市町村については、鹿児島県のホームページで確認し、詳細は、各市町村に確認することとする。

1-1-35 鳥インフルエンザ感染防止対策

- 1 移動制限区域外から区域内へ資材搬入等の場合
 - (1) 鹿児島県内において「高病原性鳥インフルエンザ」が発生した場合、まん延防止のため、移動制限区域外から区域内へ資材搬入を行う工事においては、移動制限区域が解除されるまでの期間は、以下の感染防止対策を実施すること。
なお、下記ア及びイは、監督職員から指示があった場合に実施するものとする。
ア 工事関係車両が移動制限区域を通過する場合は、消毒ポイントにおいて必ず消毒を受けること。
イ 工事関係車両が移動制限区域外の主要な幹線道路を通過する場合においても、移動ルート上や周辺道路に消毒ポイントが設置されている場合は、消毒ポイントにおいて必ず消毒を受けること。
ウ 工事現場事務所の出入口では、消毒マットによる足ふき、手足の洗浄、うがいの励行等の方法により防疫対策を徹底すること。
エ 上記について、下請業者や資材関係業者など工事の関係者全てに徹底すること。
 - (2) 移動制限区域や消毒ポイントは、県庁ホームページで常に最新の情報を確認すること。
2. 移動制限区域内での工事施工の場合
 - (1) 鹿児島県内において「高病原性鳥インフルエンザ」が発生した場合、まん延防止のため、移動制限区域内での工事施工においては、移動制限区域が解除されるまでの期間は、

必要な資材等が準備出来次第速やかに、以下の感染防止対策を実施すること。

なお、下記ア及びイは、監督職員から指示があった場合に実施するものとする。

ア 工事関係車輛が移動制限区域を通過する場合は、消毒ポイントにおいて必ず消毒を受けること。

イ 工事関係車輛が移動制限区域外の主要な幹線道路を通過する場合においても、移動ルート上や周辺道路に消毒ポイントが設置されている場合は、消毒ポイントにおいて必ず消毒を受けること。

ウ 現場の出入口では、必ず全ての車輛の入退場に対して車輛の消毒を実施し、現場関係者に対しては消毒マット等の方法により防疫措置を徹底すること。

エ 工事現場事務所の出入口では、消毒マットによる足ふき、手足の洗浄、うがいの励行等の方法により防疫対策を徹底すること。

オ 上記について、下請業者や資材関係業者など、本工事（業務）の関係者全てに徹底すること。

カ 上記ウについては、状況写真を1枚撮影し、現場管理写真（業務報告書）に添付すること。

（2）上記ウにおける消毒薬の材料代等については、実績数量により設計変更するものとし、事前に監督職員と協議すること。

（3）移動制限区域や消毒ポイントは、県庁ホームページで常に最新の情報を確認すること。

1-1-36 口蹄疫対策

家畜伝染病「口蹄疫」が発生した場合、下記により感染防止を実施すること。

- 1 関係者が制限区域内に出入りする場合は、消毒マットによる足ふき、手足の洗浄、うがいの励行などの防疫措置を徹底すること。
- 2 関係車両が制限区域内に出入りする場合は、必ず消毒ポイントが設けられている道路を通過し、消毒を受けること。
- 3 移動制限区域及び搬出制限区域や消毒ポイントは、県庁ホームページ等で常に最新の情報を確認すること。

1-1-37 国土調査の基準点等の保全

- 1 国土調査の基準点等測量標識等の保全

施工区域内に国土調査の基準点等測量標識等がある場合は、その取り扱いについて監督職員に指示を仰ぐとともに、施工前に設置者と協議すること。

1-1-38 建設発生土の有効利用及び搬出先の明確化等

- 1 本工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。
 - （1）受入場所の名称：〇〇事業〇〇地区〇〇工区）、〇〇〇処分場等
 - （2）受入場所の所在地：〇〇〇市〇〇〇町〇〇〇番地
 - （3）受入時間帯：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
 - （4）仮置き等：必要な場合は、その場所を明示する。
 - （5）搬出土の土質：〇〇〇土質（主な土質）
 - （6）搬出土量：約〇〇，〇〇〇m³
 - （7）運搬距離，時間：〇〇〇k m（片道），約〇〇分
- 2 「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含めて提出するとともに、その内容を発注者に説明すること。
- 3 再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲げること。
- 4 再生資源利用促進計画の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更し、その内容を発注者に報告すること。

第3編 第1章 総 則

- 5 工事完成後、速やかに再生資源利用促進計画の実施状況の記録を完成図書に含めて提出すること。
- 6 再生資源利用促進計画及びその実施状況の記録を工事の完成後5年間保存すること。
- 7 土質試験が必要な場合は、試験項目や回数について搬出先と双方協議し決定すること。
- 8 工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。

1-1-39 「鹿児島県農業農村整備事業における再生資源活用に関する実施要領」の運用

1 再生資材の利用

受注者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

なお、再生切込砕石については、原則として、かごしま認定リサイクル製品認定制度の認定を受けた製品を使用すること。

資材名	規格	備考
再生加熱アスファルト混合物	As量 △%密粒再生	使用箇所
再生切込砕石(かごしま認定リサイクル製品)	RC-40(30)	使用箇所

※ 使用に際しては、「プラント再生舗装技術指針」等を遵守すること。

2 建設発生土(建設汚泥処理土)の利用

盛土に使用する土は、〇〇工事(△△町××地内)からの建設発生土(又は購入土、建設汚泥処理土)を利用するものとする。

3 指定副産物(コンクリート塊)の再生利用

建設工事の施工により発生する無筋コンクリート殻は、30cm程度に小割りした後盛土材として再生利用すること。

4 指定副産物の搬出

建設工事の施工により発生する指定副産物(建設発生土を除く)は、再資源化施設に搬出すること。なお、積算に際しては、下記の条件により算出している。

また、搬出後はマニフェストのコピーを完成書類に含めて提出すること。

(1) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離
コンクリート	〇〇処分場	〇〇市〇〇町	L=〇.〇km
木くず	△△処分場	△△市△△町	L=△.△km

※ 上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(2) 受入時間

〇〇処分場：00時00分～00時00分

△△処分場：00時00分～00時00分

(3) その他

仮置き等必要条件があれば、特別仕様書に明示する。

5 建設汚泥の再生利用

公共工事の施工により発生する建設汚泥は、下記の処理概要により、現場内で再生利用すること。なお、再生利用に際し「建設汚泥処理土の品質区分基準」の確認に要する費用については、下記の条件により算出している。

(1) 処理概要（現場内利用）

中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途
現場内	脱水・乾燥	第○種処理土	路体盛土材

(2) 「建設汚泥処理土の品質区分基準」の確認に要する費用

品質区分基準	指標等	試験回数
品質基準	コーン指数	○回
生活環境保全上の基準	土壌環境基準(環境基本法)	○回
	特定有害物資の含有量基準(土壌汚染対策法)	○回

6 建設汚泥の搬出

公共工事の施工により発生する建設汚泥は、再資源化施設(又は管理型最終処分場)に搬出すること。なお、積算に際しては下記の条件により算出している。

(1) 施設の名称及び所在地

廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離
建設汚泥	○○処分場	○○市○○町	L=○.○km
建設汚泥	エコパークかごしま	薩摩川内市川永野町	L=△.△km

※ 上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(2) 受入時間

○○処分場：○○時○○分～○○時○○分

エコパークかごしま：○○時○○分～○○時○○分

7 特定建設資材の分別解体等・再資源化等（建設リサイクル法対象工事の場合）

(1) 本工事は建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等について適正な措置を講ずること。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ア 分別解体等の方法

工程毎の作業内容・解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※ 「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材の種類	施設の名称	所在地	運搬距離
コンクリート	〇〇処分場	〇〇市〇〇町	L = 〇. 〇km
木くず	△△処分場	△△市△△町	L = △. △km

(3) 受入時間

〇〇処分場：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分

△△処分場：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分

(4) その他

仮置き等必要条件があれば、特別仕様書に明示する。

1-1-40 公共工事で発生する根株、伐採木等の利用

(発生工事)

1 根株・伐採木等の保管について

(1) 本工事により発生する根株・伐採木は、下記場所に保管すること。

保管場所：〇〇市〇〇町〇〇地内

(2) 保管場所には、囲いをし、飛散・流出のないような対策をとること。

(3) 雨対策として、屋根やブルーシート等での対策を講じること。

(4) 根株についた土砂は落とし、蚊、ハエその他の害虫が発生しないようにすること。

(5) 現場発生品調書を作成し、発生状況及び保管状況の記録を完成図書に含めて提出すること。

(利用工事)

1 本工事は〇〇市〇〇町〇〇地内に保管している、根株・伐採木を法面工の基盤材として、発注者から引渡しを受けることとする。

持ち出しについては、監督職員と協議すること。また、その利用状況の記録を完成図書に含めて提出すること。

1-1-41 アスベスト（石綿）対策

掘削作業等において石綿を使用した管等が発見された場合、「石綿障害予防規則」に定める措置が義務づけられているため、直ちに監督職員に報告するものとする。

1-1-42 コンピュータウイルス対策

1 使用するパソコンはウイルス対策を必ず行うこと。

2 市販のウイルス対策ソフトを使用パソコンにインストールし、常に最新の検索エンジン、パターンファイルを適用すること。

3 外部から持ち込むデータについては、コピー、保存、閲覧などの前に必ずウイルスチェックを行うこと。

4 OSは常に最新のアップデートを行うこと。

5 業務に必要なデータのみを記録媒体に保存し、提出前にウイルス検索を行い提出すること。

6 使用するパソコン環境及びウイルス対策ソフト名について、施工計画書・業務計画書に記載すること。

1-1-43 環境改善の実施（工事編）

工事の実施にあたっては、「環境改善実施要領（工事編）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組まなければならない。

1-1-44 舗装切断作業時に発生する排水の処理

1 舗装の切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物として適正に処理しなければならない。産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物処理を委託する際、排出事業者（受注者）は、その責任に

において、必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供するものとする。

- 2 当該排水の処理に関し、必要な経費については、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

1－1－45 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更の試行について

- 1 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施に当たって不足する技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる試行工事である。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- 3 受注者は、2）により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 4 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 5 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- 6 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4）の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- 7 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

第3編 そ の 他

第2章 材 料

第1節 鉄筋コンクリート構造物のスランプ値

2-1-1 鉄筋コンクリート構造物のスランプ値

場所打ち鉄筋コンクリート構造物及びプレストレストコンクリート構造物の施工にあたり、スランプ12cm以上のコンクリートを使用する場合は、下記ガイドラインを参考図書として活用するものとする。

- ・流動性を高めた場所打ちコンクリートの活用に関するガイドライン
(平成29年3月 流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会)

第2節 土木コンクリート構造物の品質確保

2-2-1 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりであり、監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。

1 コンクリート

コンクリートはレディミクストコンクリートを使用するものとし、使用目的別の配合諸元は次のとおりとする。

呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメント の 種 類	使用目的
24	12	40	55	B・B	(土木構造物設計ガイドラインに基づく構造物) (耐久性を要する場合)
24	12	25	55	B・B	
21	12	25	55	B・B	フルーム、暗渠
18	8	40	60	B・B	重力式擁壁
18	8	25	—	B・B	均しコンクリート

注) 設計において、水セメント比が表の上限値より小さく設計されている場合、それと整合するようにする。

2-2-2 構造物品質確認調査

本工事で施工する△△△△、□□□□については、土木構造物の品質を確保するため、テストハンマーによる強度推定調査及びひび割れ発生状況調査を行うものとする。

1 強度推定調査方法は次によるものとする。

- (1) 調査頻度は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、トンネルについては1打設部分、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位として、各単位につき3箇所の調査を実施するものとする。

[実際に対象となる構造物により修正を行う。]

- (2) 調査の結果、所定の結果が得られない場合については、その箇所の周辺において、再調査を5箇所実施するものとする。
- (3) 測定方法は「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法 (JSCE-G504)」により実施するものとする。(「コンクリート標準示方書 (規準編)」に記載)
- (4) 測定結果によっては、コアを採取し、圧縮強度試験を行うこともある。
- (5) 実施時期・位置など詳細については、監督職員と十分に打ち合わせを行うものとする。
なお、調査票については別途指示するものとする。

2 ひび割れ発生状況調査は次により実施するものとする。

- (1) 構造物完成後、0.2mm以上のひび割れ幅について、別途指示する調査票により展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても添付するものとする。
- (2) 調査票の記入方法等の詳細については、監督職員の指示によるものとする。なお、完成検査時に提出するものとする。

第3節 種子

2－3－1 植生工，植生基盤材吹工等の種子配合

- 1 種子の種類，品質，配合については，地山条件，気象条件等を考慮し監督職員と協議し決定するものとする。また，肥料，養生材等については，監督職員の確認を受けなければならない。

なお，植生基材及び種子吹付の主な種子の種類は，下記のとおりとする。

草本類	外来種	クリーピングレッドフェスク，ケンタッキーブルーグラス バミューダグラス，ホワイトクローバー，ベントグラス
	在来種 (郷土種)	ヨモギ，ススキ，イタドリ，メドハギ
木本類	在来種 (郷土種)	ヤマハギ（皮取り），ヤマハギ（皮付き），コマツナギ

- 2 環境省が指定している「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」に該当する植物は使用しないこととする。

第3編 そ の 他

第3章 施工共通事項

第1節 環境対策

3-1-1 排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の使用

1 排出ガス対策型建設機械の使用について

本工事において以下の対象機種を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき、排出ガス対策型建設機械または「排出ガス浄化装置」装着機械の使用を原則とする。ただし、①リース業者等が対策型建設機械を供給できない場合、②自社で未対策型建設機械を保有し対策型建設機械を使用することが適当でない場合等は、監督職員との協議により、設計変更の対象とする。

- (1) バックホウ (2) ホイールローダ (3) ブルドーザ (4) 発動発電機
(5) 空気圧縮機 (6) 油圧ユニット (7) ローラ類 (8) ラフテレークレーン

なお、排出ガス対策型建設機械または「排出ガス浄化装置」装着機械の使用の有無を施工計画書に明示し、工事完成図書に写真を添付すること。

2 低騒音型建設機械の使用の原則化について

本工事は「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機発第58号）に基づき「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成9年建設省告示第1536号）により指定された低騒音型建設機械の使用を原則とする。

なお、低騒音型建設機械の使用の有無を施工計画書に明示し、工事完成図書に写真を添付すること。